

平成三十年政令第三百三十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する

る法律施行令
内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律(平成三十年法律第一号)第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(選舉人)名簿の登録に関する規定等の取扱い、
第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一一 平成三十一年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる
市区町村の議会の議員の任期満了による選挙
(市区町村であつて、当該市区町村の議会の
議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又
は同年二月十九日のいずれか早い日において
現在に在職する当該市区町村の長の任期満了の
日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当
該任期満了の日前九十日に当たる日から当該
任期満了の日の前日までの間に当該市区町村
の議会の議員の任期満了の日があるもの(市
区町村であつて、当該市区町村の長の任期満
了による選挙について法第一条第二項後段の
規定による告示がなされたものを除く。)の
議会の議員の任期満了による選挙に限る。)
三 平成三十一年三月三十一日から同年五月三

十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月十九日のいすれか早い日において現在在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定により告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）の規定は前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は

法第一条第二項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する場合において、同号中「同年二月十九日」とあるのは、「同年二月五日」と読み替えるものとする。

(法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い)

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選舉管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選舉管理委員会に届け出なければならない。

この政令は、公布の日から施行する